

## 放送番組の制作委託取引に関する自主基準

「放送番組の制作委託取引に関する自主基準」の公表に関して

私どもフジテレビは、平成14年10月に総務省からの声がかかりで立ち上がった「ブロードバンド時代における放送番組に関する検討会」に在京の民放他社4社とともに参加し、以下の二つのテーマをめぐって、継続的に検討をすすめて参りました。

1) 放送番組制作に関して、放送事業者と番組制作事業者が共通認識を有すべき事項。

2) 放送番組制作に関して、放送事業者と番組制作事業者が取り組むべき方策。

同検討会での検討に合わせて、このたびフジテレビとしての「放送番組の制作委託取引に関する自主基準」を以下のように決定いたしましたので、当ホームページにて公表いたします。

2005年3月14日  
株式会社 フジテレビジョン  
編成制作局著作権部

### 放送番組の制作委託取引に関する自主基準について

株式会社 フジテレビジョン

株式会社フジテレビジョンは、放送の公共的な使命と責任に基づいて、報道、娯楽、教養などの各分野において、良質な放送番組を継続的に供給することに力を尽くすことによって、わが国の映像文化の向上に寄与し、国民全般の暮らしを豊かにすることを目標としています。

この目標の達成のためには、外部の制作会社の協力は不可欠であり、放送文化の向上を目指す、イークオール・パートナーとしての制作会社との間で、緊密かつ公平な協力関係を維持するとともに、公正で透明な取引関係を積極的に推進することを、基本方針としています。このため、社団法人日本民間放送連盟が作成した「番組制作委託取引に関する指針」に基づき、外部制作会社に番組全体の制作を発注する取引に関して「放送番組の制作委託取引に関する自主基準」を定め、本状にて周知徹底を図ることとします。

#### 1. 放送番組の制作委託取引についての基本的な考え方；

番組の制作を外部制作会社に発注する場合は、以下の3項目をフジテレビの基本的な考え方とします。

- (1) 制作会社は、良質な番組を共に創造し放送文化を支えていく重要なパートナーであり、フジテレビと対等な立場にあること。
- (2) 上記前提に基づき、制作会社との緊密な協力関係を築くとともに、公正性・透明性が確保された取引関係を発展させていくこと。
- (3) 発注に当たっては、「独占禁止法」「下請法」等の関係法令およびこれらの運用基準等を遵守することを始めとし、コンプライアンス上、十分な注意を払うこと。

#### 2. 制作委託に際して留意すべきこと；

制作会社との制作委託取引においては、委託取引の条件に関して、事前に制作会社と十全に協議し合意の上、契約を締結します。契約書は、原則として弊社の定型のものを使用するものとし、制作の着手前に契約締結を行うことを励行いたします。また、制作にあたっては、制作会社のスタッフへの安全衛生管理に十分な配慮をします。

#### 【契約書に明示すべき事項】

##### 契約の目的：

フジテレビが番組の制作を発注、制作会社が受注し完成・納入させることを明記。

##### 委託番組の概要：

対象番組の題名、放送予定日時、委託本数、原作者・脚本家などのスタッフ、キャスト(出演者)などを記載。

##### 委託内容(範囲)の明記：

番組全体の制作委託であるのか、一部分の制作委託であるのか、その範囲の明記。

##### 納入時期・物件の特定など：

納入される媒体ならびに規格、納入場所・日時を明記。納入時に諸規格に照らした検収があることを明記。

##### 権利の帰属：

番組の著作権が制作会社に著作権が帰属する場合、フジテレビが取得する放送権の地域、期間、回数。

##### 制作話数の増減：

制作話数に変動がある場合の措置。

制作中止の場合の措置：  
制作が中止になった場合の取り扱いについての記載。

委託対価の金額と支払い方法：  
金額の明示、ならびに支払い方法・時期を特定。

制作基準など：  
フジテレビの番組基準・日本民間放送連盟の放送基準に合致すべきことの確認。

権利処理・権利明細書の提出：  
フジテレビが取得する放送権に見合った、権利処理が制作会社自らの責任と負担でなされることを明記(ただし、日本音楽著作権協会管理の楽曲に関する権利処理を除く)。権利処理の詳細を記した、権利処理明細書の提出を明記。

二次利用：  
番組を放送以外で二次的に開発して利用する場合の取り決めに記載。

損害賠償：  
契約違反の結果、損害が生じた場合の取り決めに記載。

以上

■ BACK ■



Copyright © Fuji Television Network, Inc. All rights reserved.